

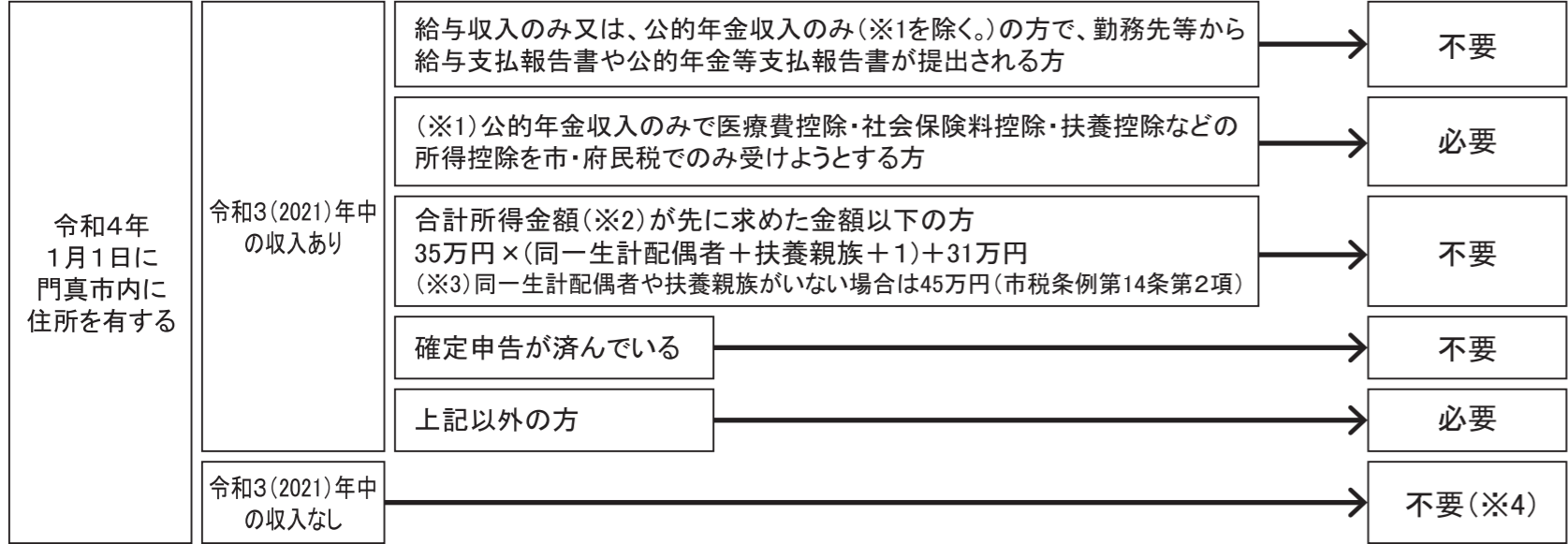
# 令和4(2022)年度 市民税・府民税の申告のご案内

平素は、門真市税務行政にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、本年も申告書を提出していただく時期となりました。この説明書をご参照の上、**申告期限 令和4年3月15日(火)**までに申告していただきますようお願いいたします。  
 ※令和4年1月1日現在20歳の人については、状況確認のため送付させていただいております。

<b>門真市民プラザでの出張受付</b> 日時:令和4年2月9日(水)・10日(木) 9時半～12時, 13時～16時	<b>申告期間 令和4年2月16日(水)～3月15日(火)</b> 申告期限が近づきますと窓口が大変混雑します。申告はお早めにお越しください。
---	--

郵送による受付も行っておりますので、郵送により申告される場合は、申告書をご記入の上、申告内容が確認できる資料(「申告に必要なもの」参照)を同封してください。(電話番号は必ず記入してください。)※感染症防止の趣旨から、可能な範囲で郵送でのご提出をお願いします。

## ◎市民税・府民税の申告が必要な方(下図を参照して申告が必要な方は申告してください。)

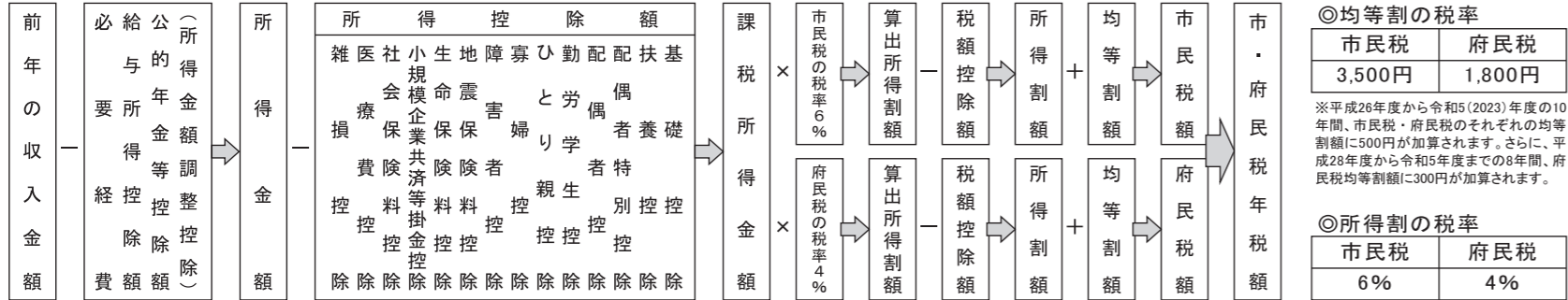


(※2) 合計所得金額は、一般的には総所得金額と同額です。但し、前年度以前の純損失又は雑損失がある場合には、損失を差し引く前の金額が合計所得金額となり、損失を差し引いた後が総所得金額となります。  
 (※3) 同一生計配偶者とは本人と生計を一にする配偶者のこと。(令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合)  
 (※4) 令和3年中に所得がない人でも、**国民健康保険料・各種手当・申請などの算定に必要な資料**となる場合がございます。また、課税証明等が必要な方は、申告が必要です。その場合は申告書裏面11に必要事項をご記入の上ご提出ください。

## ◎所得税の確定申告が必要な方

- 所得税の還付を受ける方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額との合計額が20万円を超える方 ※ 給与所得の収入金額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下でも、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上の方

## ◎市・府民税の計算方法 ※分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。



※ 課税所得金額の1,000円未満の端数、市民税額・府民税額の100円未満の端数は切り捨てます。

## ◎市・府民税が非課税の方

- 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方(均等割・所得割非課税)
- 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で前年中の合計所得金額が135万円以下の方(均等割・所得割非課税※退職分離所得割を除く。)
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である方(均等割非課税)  
 $35万円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 31万円$  (同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円。)
- 前年中の総所得金額が次の算式で求めた額以下である方(所得割非課税※退職分離所得割を除く。)  
 $35万円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 42万円$  (同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円。)  
 ※障害年金、遺族年金、傷病手当、失業給付金は所得に含まれず、非課税所得となります。

## ◎給与所得金額の計算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A)
1,800,000円 ～ 3,599,999円	給与収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨)
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A) × 2.8 + 80,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	(A) × 3.2 + 440,000円
8,500,000円～	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円

## ◎配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

控除額	市民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額の右の割合を乗じた額	3/5	2/5

※控除しきれない金額は不足額を還付又は充当します。

## ◎公的年金等に係る雑所得の計算表

受給者の年齢	公的年金等収入金額(B)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金に係る雑所得金額				
～1,299,999円		(B)-600,000円 * マイナスの場合は0	(B)-500,000円 * マイナスの場合は0	(B)-400,000円 * マイナスの場合は0
65歳未満 (昭和32年1月2日以前に生まれた人)	1,300,000円～4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円	(B) × 75% - 175,000円	(B) × 75% - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円	(B) × 85% - 585,000円	(B) × 85% - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円	(B) × 95% - 1,355,000円	(B) × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円～	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円
65歳以上 (昭和32年1月1日以前に生まれた人)	～3,299,999円	(B) - 1,100,000円 * マイナスの場合は0	(B) - 1,000,000円 * マイナスの場合は0	(B) - 900,000円 * マイナスの場合は0
	3,300,000円～4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円	(B) × 75% - 175,000円	(B) × 75% - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円	(B) × 85% - 585,000円	(B) × 85% - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円	(B) × 95% - 1,355,000円	(B) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円～	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円	

※給与所得金額および公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

## 申告に必要なもの 郵便の場合は(2)～(6)の写しの添付

- (1) 申告書(同封の用紙)
- (2) 源泉徴収票など収入がわかるもの(※給与所得以外の所得がある人は、収支内訳書等を必ずご持参ください。)
- (3) 社会保険料の控除証明書・領収書や生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- (4) 障害者手帳・学生証など、その他所得・控除の証明ができるもの
- (5) 医療費控除の明細書  
 前年中に支払った医療費の内訳を転記した「医療費控除の明細書」が必要となります。  
 (※1) 医療費通知書(医療費のお知らせ)をもって、明細書の内訳を省略できます。  
 (※2) 領収証、医療費通知書の提示・添付のみによる医療費控除の適用はできません。  
 (令和3年度以降の申告分)

- (6) 本人確認書類  
**【一種類の書類提示(添付)だけで良いもの】**個人番号カード  
**【二種類の書類提示(添付)が必要なもの】**下記の①本人(委任者)の番号確認書類 と ②身元確認書類が必要です。

①番号確認書類の具体例  
 通知カード、個人番号が記載された住民票写し又は、住民票記載事項証明書

②身元確認書類の具体例  
 写真付のもの…運転免許証、旅券、障害者手帳、在留カード等  
 写真付でないもの…公的医療保険の被保険者証(郵送の場合、被保険者等 記号・番号にマスクングを施すこと)、児童手当証書、印字済申告書等

代理人が申告する場合の本人確認  
 本人(委任者)の番号確認書類(上記①参照)と下記の代理人確認書類が必要です。  
 ・同居する配偶者および親族 上記の代理人の身元確認書類  
 ・法定代理人 上記の代理人の身元確認書類および戸籍謄本等その他その資格を有する書類  
 ・法定代理人以外 上記の代理人の身元確認書類および税務代理権限証書あるいは、上記の身元確認書類および本人(委任者)の印鑑登録証明書とそれに登録されている押印のある委任状

※企業や個人事業主に支給された月次支援金、雇用調整助成金等は申告が必要な課税所得ですので、申告漏れのないようにしてください。

## ◎税額控除

1. 調整控除  
 税源移譲に伴う所得税と住民税の人的控除額の差による負担増を調整するため一定の金額を控除します。  
 (控除額)  
 (1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合  
 次の①、②のいずれか少ない金額の5%  
 ① 人的控除額の差の合計額  
 ② 合計課税所得金額  
 (2) 合計課税所得金額が200万円超の場合  
 {人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}の5%  
 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。  
 合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

住民税と所得税の主な人的控除額の差の例

控除名	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	43万円	48万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
老人配偶者	38万円	48万円	10万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
寡婦	26万円	27万円	1万円
ひとり親	30万円	35万円	母 5万円 父 1万円
一般の障害	26万円	27万円	1万円
特別障害	30万円	40万円	10万円

- ① 基本控除額(対象となる寄附金すべてに適用)  
 (対象となる寄附金の合計額 - 2,000円) × 10%
- ② 特例控除額(ふるさと寄附金にのみ適用)  
 (対象となる寄附金の合計額 - 2,000円) × 特例控除適用率  
 (特例控除額の限度額は、市・府民税所得割額の2割です。)  
 ※総務大臣の指定のない自治体への寄附は控除対象外となります。

【ワンストップ特例を利用する人】  
 確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、申告特例申請書の提出により、確定申告をすることなく、所得税控除相当分を含む控除を受けることができます。  
 ○ 注意点  
 ・ 5団体を超える自治体に寄附を行った場合は特例が適用されないため、寄附金税額控除を受けるために確定申告をする必要があります。  
 ・ 医療費控除等で確定申告あるいは市・府民税の申告をされた場合は、寄附金の申告が必要です。  
 ・ ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合は、所定の様式にて変更手続きが必要です。

◎ 寄附金税額控除  
 公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体及び門真市が条例により指定した団体に対する寄附金については、税額控除の対象となります。(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。)  
 ≪対象となる寄附金≫: 地方税法第37条の2第1項第3号又は第4号に規定される、認定NPO法人・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金、門真市が条例で指定する法人等への寄附金  
 控除額 = (支出した寄附金の額 - 2,000円) × 4% (府控除分)  
 控除額 = (支出した寄附金の額 - 2,000円) × 6% (市控除分)

## 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る源泉分離課税(申告不要)の改正

これまで、住民税の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額で源泉分離課税(申告不要)を選択する場合、所得税の確定申告とは別に賦課方式選択のための住民税申告が必要でした。  
 この度、令和3年度税制改正により、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に限り、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるようになります。(令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は対象となります。)**確定申告書に個人住民税に係る附記事項が追加され、確定申告書に記入するだけで、源泉分離課税(申告不要)が選択できます。**

3. 寄附金税額控除  
 { ① 都道府県共同募金若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金  
 ② 都道府県、市町村、特別区若しくは東日本大震災等に対する寄附金  
 ③ ①および②に該当する寄附金が寄附金控除の対象となります。また、③に該当する寄附金はふるさと寄附金の扱いとなり、控除額は①、②の合計額です。(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。)



所得から差し引かれる金額(所得控除)

◎該当欄に支払金額・氏名・生年月日など必要事項を記入してください。

Table with columns for '控除の種類', '控除の要件', and '控除額'. Rows include 雑損, 医療費, 社会保険料, 小規模企業共済等掛金, 生命保険料, and 地震保険料.

Table with columns for '控除の種類', '控除の要件(令和3年12月31日の現況で判断)', and '控除額'. Rows include 寡婦控除, ひとり親控除, 勤労学生控除, 障害者控除, 配偶者控除, 扶養控除, and 基礎控除.

申告書の書き方

令和4(2022)年度 市民税・府民税申告書(令和3(2021)年中収入分)

Header information section including address (門真市中町1番1号), occupation (会社員), name (門真太郎), and family status (本人).

Main body of the tax form showing various deductions and amounts. Includes sections for Social Insurance (社会保険料控除), Life Insurance (生命保険料控除), Earthquake Insurance (地震保険料控除), Spouse (配偶者控除), and Medical Expenses (医療費控除).

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「15」に氏名、個人番号、住所、生年月日及び性別を記入してください。

5 給与所得・公的年金等に係る所得以外の市・府民税の徴収方法 15 別居の扶養親族等に関する事項

68 配偶者控除・69 配偶者特別控除 (表)

Table showing tax brackets for '給与所得者の合計所得金額' and '配偶者控除' amounts.

氏名等の記入

該当欄に申告される方の氏名・電話番号など必要事項を記入してください。

収入金額等の記入

1 給与所得

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得です。 ※源泉徴収票・給与明細書(コピーでも可)が必要です。

(1)源泉徴収票がある場合 源泉徴収票を提示または添付してください。

(2)源泉徴収票がない場合 給与明細書を基に申告書裏面6に記入し、給与明細書を提示または添付してください。

※給与明細書がなければ、通帳などを参考に申告書裏面6を使用し、計算してください。 ※勤務先名、勤務先所在地、電話番号は必ずご記入ください。

2 公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などによる所得)

源泉徴収票(コピーでも可)を提示してください。 ※遺族年金・障害年金などは所得に含まれません。 ※配偶者控除及び扶養控除の該当者がおられる方は必ず申告書68~70及び扶養親族(16歳未満)の欄にその扶養親族の氏名等をご記入下さい。

3 給与・公的年金以外の所得がある人

下記の表を参考に該当欄に収入金額、必要経費などを記入してください。 ※収入・経費の分かるもの(収支内訳書等)を提示してください。

Table listing various income types (事業, 不動産, 利子, 配当, 公的年金等, 雑業務, その他, 総合, 譲渡分離, 一時) and their corresponding reporting methods.

※株式等に係る譲渡所得等の分離課税については、課税課までお問い合わせください。

3 個人事業税(府税) 申告をしていた人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる人。該当する人は、申告書裏面16(事業税に関する事項)の欄に必要事項を記入してください。

Contact information box for '門真市役所 課税課 市民税グループ' with phone numbers and address.